

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主は、申立人が昭和46年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和46年3月から同年6月までの期間は3万9,000円、同年7月及び同年8月は4万5,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②のうち、昭和46年11月2日から47年3月8日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を46年11月2日に、資格喪失日に係る記録を47年3月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月16日から同年9月20日まで
② 昭和46年11月1日から47年4月1日まで

申立期間①について、私は、高校を卒業した直後の昭和46年3月から同年9月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②について、私は、A社を退職した後の昭和46年11月から47年3月までB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「申立期間①当時、生年月日を昭和 28 年*月*日と認識していたので、入社する際、会社に提出した書類には、自身の生年月日を同日と記載したかもしれない。」と述べているところ、申立人から提出された昭和 45 年*月*日に開催された試験に係る受験票の生年月日欄に「昭和 28 年*月*日」と記載されており、申立人と同姓同名で、生年月日が同日の者について、雇用保険の加入記録（昭和 46 年 3 月 16 日取得、同年 9 月 19 日離職。ただし、事業所名は不明）が確認できる上、申立人が申立期間②後に勤務していた事業所から提出された申立人に係る履歴書の入社日及び退職日（昭和 46 年 3 月 15 日入社、同年 9 月 26 日退職）は当該加入記録とほぼ一致していることから判断すると、当該加入記録は申立人の A 社に係る記録であると認められることから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、生年月日の一部が異なる（生年月日が昭和 28 年*月*日）ものの、申立人と氏名が一致（ただし、姓の漢字の一部が相違）する基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該被保険者期間（資格取得日が昭和 46 年 3 月 16 日、資格喪失日が同年 9 月 20 日）は申立人の申立期間と一致している。

さらに、i) A 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、厚生年金保険記号番号が前述の被保険者原票の同番号と一致しており、氏名及び生年月日も当該被保険者原票の記載と同一の者が確認できるが、その者の被保険者資格取得日（昭和 46 年 3 月 16 日）は、当該被保険者原票に記載されている同資格取得日と一致していること、ii) 当該被保険者原票に記載されている同資格取得日は、申立人と高校の同級生で申立人と同じ時期に同社に入社したとする者に係る同資格取得日と一致していることを踏まえると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 46 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 9 月 20 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者原票の記録から、昭和 46 年 3 月から同年 6 月までの期間は 3 万 9,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、前述のとおり、申立人は自身の生年月日を昭和 28 年*月*日と認識していた旨述べているところ、申立人と同姓同名で、生年月日が同日の者について、B 社に係る雇用保険の加入記録（昭和 46 年 11 月 2 日取得、47 年 3 月 7 日離職）が確認でき、前述の申立人が申立期間②後に勤務していた事業所から提出された申立人に係る履歴書の入社日及び退職日（昭和

46年11月2日入社、47年3月8日退職)は当該加入記録とほぼ一致している上、複数の同僚が、申立人が申立期間②当時に同社に勤務していた旨供述していることから判断すると、当該加入記録は申立人の同社に係る記録であると認められることから、申立人が、申立期間②の大部分を含む46年11月2日から47年3月7日まで同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間②当時、B社において給与計算及び社会保険事務を担当していた同僚は、「入社後は全員を10日以内に社会保険に加入させ、当月分の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している上、申立期間②及びその前後の期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚も入社と同時に厚生年金保険に加入していた旨供述している。

さらに、前述の給与計算及び社会保険事務担当者が記憶している申立期間②当時の社員数と、オンライン記録により確認できる申立期間②当初の昭和46年11月時点のB社の被保険者数はほぼ一致していることが確認できることから判断すると、同社は、申立期間②当時、社員のほぼ全員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和46年11月2日から47年3月8日までの期間については、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同一職種で同時期に入社した同僚の被保険者資格取得時の標準報酬月額の記録から2万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業を継承したC社は、「申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかについては、いずれも不明である。」としているが、当該期間において行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月から47年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和46年11月1日及び47年3月8日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録等により、申立人が当該期間においてB社に勤務していた事実を確認できない上、前述の同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人が当該期間において同社に勤務していたこと、及び同年3月8日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる供述等を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和46年11月1日から同年11月2日までの期間において厚生年金保険被保険者であったこと、並びに47年3月8日から同年4月1日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年12月1日から2年10月1日までの期間、7年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、元年12月から2年9月までの期間を53万円、7年1月及び同年2月並びに同年7月及び同年8月を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月1日から14年2月11日まで

私は、A社B工場に勤務していた期間のうち、平成10年8月支給分から12年1月支給分までの給与支払明細書を所持しており、この期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低い金額に記録されている。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成元年12月1日から2年10月1日までの期間、7年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年7月1日から同年9

月 1 日までの期間については、A 社が保管している賃金台帳により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、元年 12 月から 2 年 9 月までの期間は 53 万円、7 年 1 月及び同年 2 月並びに同年 7 月及び同年 8 月を 56 万円とすることが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、2 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 14 年 2 月 11 日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書及び A 社が保管している賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められる上、オンライン記録を見ても、申立人の同社に係る標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、2 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 14 年 2 月 11 日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年11月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで

私は、申立期間において、A社B工場に勤務していたのに申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年11月19日から20年8月16日までの期間については、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に、申立人と氏名の一部が相違(名前C)し、生年月日が一致する者に係る厚生年金保険被保険者記号番号(資格取得日は昭和19年11月19日、資格喪失日は不明)が確認できるところ、オンライン記録上、当該記号番号は基礎年金番号に未統合となっていることが確認できるが、申立人が、申立期間当時、自身の名前を「名前C」とも表記していた覚えがある旨主張していること、及びA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、「入社した時期はよく覚えていないが、申立期間当時、申立人がA社B工場に勤務していた覚えがある。」と供述していることから、当該記号番号は、申立人の記号番号と認められる上、当該同僚が、「申立人は、終戦の昭和20年8月15日まで勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、19年11月19日から20年8月15日までの期間において、A社B工場に勤務しており、かつ、19年11月19日に同社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが認め

られる。

また、A社B工場について、事業所名簿（書換え後）に記載は無く、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認できないため、同社B工場が、厚生年金保険の適用事業所に該当した期間は特定できないものの、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の備考欄に、「A社B工場」と記載されている厚生年金保険被保険者が多数確認できることから判断すると、申立期間当時、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所とされていたことが推認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において、A社B工場に係る被保険者記録が確認できる者のうち、その者に係る旧台帳に「23・2・9（焼失）」と記載されている者がいることを確認できる。

加えて、D県公文書館の資料によれば、昭和23年*月*日にD県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とD県E課が述べていることが確認できること、同県の元担当職員は、「D県庁は、昭和23年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったことなどから、完全に修復できたか否かは不明である。」と供述している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な消失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年11月19日から20年8月15日までの期間においてA社B工場に勤務し、事業主による保険料の控除が推認でき、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等から、事業主は、申立人が、19年11月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、資格喪失日は、申立人の供述どおり20年8月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が

見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和19年10月1日から同年11月19日までの期間については、A社及び同社B工場に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人が当該期間において同社B工場に勤務していたこと、及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述等を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和19年10月1日から同年11月19日までの期間については、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 12 月まで

私は、A市に所在したB社の従業員として、昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの期間において、C現場に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、少なくとも昭和 56 年 2 月 4 日から同年 12 月 27 日までの期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は、厚生年金保険の加入については、会社から希望を聞かれていた旨供述しているところ、申立人及び当該同僚が、申立期間当時のB社の同僚として複数の者の姓を覚えているものの、当該複数の者の姓については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に確認できない上、当該被保険者原票により確認できる申立期間当時の同社の厚生年金保険被保険者数は、申立人及び申立人の同僚の供述から推認される同社の従業員数よりも少ないほか、同社に係る雇用保険の加入記録が確認できる者のうち、複数の者については同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、前述の被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間については国民年金の被保険者期間であり、国民年金保険料を現年度納付又は免除申請したこ

とが確認でき、前述の同僚についてもB社に勤務したとする期間については国民年金に加入し国民年金保険料を現年度納付している。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は死亡している上、前述の被保険者原票において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚等に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 17 年 3 月 17 日に A 社（現在は、B 社）に就職した。同社では C 業務に従事し、18 年 5 月頃まで勤務したように記憶している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）の記録から、申立人は、昭和 17 年 3 月 17 日に A 社に係る健康保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は、少なくとも同日時点において、同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、B 社は、申立人の勤務期間については不明である旨回答している上、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立期間及びその後の期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が推認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことを特定することができなかった。

また、申立期間については、労働者年金保険法が施行されており、同法では、工場法の適用を受ける工場、鉱業法の適用を受ける事業所又は工場に勤務する男性労働者（一般職員を除く。）等が対象とされているところ、申立人は、高等学校を卒業後、C 業務に従事していた旨主張していることから、仮に申立人が申立期間に A 社に勤務していたとしても、同法の対象とされなかった可能性がある上、前述の同僚のうちの一人は、「私は昭和 17 年 3 月から工員として勤務し、19 年からは C 業務に従事していた。」としているところ、オンライン記録上、当該同僚は、昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者資格を取得し、19 年 6 月 1 日に同資格を一

且喪失した後、厚生年金保険法の施行により、一般職員等にも厚生年金保険の適用が拡大された同年10月1日に、再度、同資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、保険料控除等については、資料は無く全て不明である旨回答している上、前述のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人の旧台帳には、A社に係る被保険者資格（健康保険の被保険者資格と推認）を昭和17年5月6日に喪失した旨記載されていることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月頃まで

私は昭和10年頃からA社(現在は、B社)に勤務し、戦争が始まった後に軍隊に召集されCに行ったが、終戦直前に負傷して帰国した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答により、申立人はA社に昭和13年3月29日から21年2月25日まで工員として在職していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「当時のA社は、共済年金がA共済組合にて運営されており、公的な年金保険法(労働者年金保険法)が施行された昭和17年6月以前に入社した工員等は、A共済組合の被保険者となっており、申立人についても13年3月の入社から退職までの間、同共済組合の被保険者であったものと考えられ、厚生年金保険の被保険者資格の適用はされていない。」と回答している。

また、B社は、「昭和17年6月以前に入社し、23年7月以降も継続して勤務していた者は17年6月に遡って厚生年金保険被保険者期間とした。」としているところ、申立人は昭和21年2月にA社を退職していることから、前述の取扱いによっても、申立人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者にはなれなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」)においても、申立期間について、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給

与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 18 日から 43 年 2 月 21 日まで

A社に勤務していた期間に係る脱退手当金支給記録があることは、年金事務所からのハガキで知った。しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同社に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性（申立人を含む。）のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 43 年 2 月 21 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた 42 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人（申立人を含む。）に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうち 9 人が同社に係る資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当該支給記録のある複数の同僚は、「退職の際に脱退手当金受給の意思確認があり、会社に手続をしてもらった。」と供述しているほか、同社は、申立期間当時に脱退手当金の代理請求を行っていた可能性がある旨回答していることを踏まえると、事業主による代理請求についての関与がうかがえる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。